

# 令和4年度定期監査の結果に関する報告

## 1 監査実施期間

令和4年5月30日から令和4年8月9日まで

## 2 監査の実施年月日、実施対象部署及び対象年度

実施年月日	実施対象部署	対象年度
令和4年 5月30日	商工部 産業育成課	R2・R3
7月4日	企画部 地域医療課 病院事業清算室	R3
8月8・9日	財務部 管財課 資産税課 収納課	R3 H31(R1)～R3 R2・R3
以上 5部署		

## 3 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、弘前市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、財務に関する事務及び行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、経済性、効率性及び有効性を確保し、その組織及び運営の合理化に努めているかに特に意を用いた。また、次のそれぞれに掲げる項目に主眼を置き、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度並びに予防措置状況を勘案した上で実施した。

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| (1) 予算執行及び経理事務   | 予算の執行の状況、経理事務の適否など   |
| (2) 収入及び支出に関する事務 | 調定事務の状況、計数の正確性、効率性など |
| (3) 契約に関する事務     | 契約の手続、方法及び内容の適否など    |
| (4) 補助金等交付事務     | 交付の目的、金額、時期及び精算の状況など |
| (5) 公有財産等管理業務    | 土地、建物及び物品などの管理の状況など  |
| (6) 工事に関する業務     | 工事の設計、施工監理、竣工の状況など   |
| (7) その他行政事務      | 行政効果、事務執行の状況など       |

#### 4 監査の結果

(1) 予算執行及び経理事務

予算の執行及び経理に関する事務については、適正に行われていた。

(2) 収入及び支出に関する事務

調定及び収納並びに資金前渡及び概算払などに関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(3) 契約に関する事務

小額工事等の請負、業務委託、賃貸借などの契約に関する事務については、適正に行われていた。

(4) 補助金等交付事務

負担金、補助金及び交付金などの交付事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(5) 公有財産等管理業務

土地、建物及び施設物などの公有財産及び物品などの維持管理については、一部において改善を要する事項がみられた。

(6) 工事に関する業務

工事の設計、執行手続、施工監理、竣工状況などについては、適正に行われていた。

(7) その他行政事務

行政効果、事務執行の状況などについては、一部において改善を要する事項がみられた。

監査の結果は以上のとおりであるが、改善を要する事項は実施部署及び項目別にみると、次のとおりである。

なお、事務処理上の誤謬及び注意事項等については、監査時においてその都度指導又は注意しているので、本報告には記述を省略した。

## 商工部

### ○収入及び支出に関する事務

- ・ 資金前渡による支出について、弘前市会計規則第 6 5 条に規定する前渡金受払簿を作成していなかった。（産業育成課）

### ○補助金等交付事務

- ・ 令和 2 年度製造業事業継続支援金について、支援金の交付要綱に不備があった。（産業育成課）

## 財務部

### ○補助金等交付事務

- ・ 弘前地区消防防災協会負担金及び青森県自動車協会整備管理者負担金について、地方自治法第 2 3 2 条の 3 に定める支出負担行為を行っていなかった。（管財課）

### ○公有財産等管理業務

- ・ 自動車重量税印紙について、受払簿による管理が適正でなかった。（管財課）
- ・ 収入証紙について、受払簿による管理が適正でなかった。（管財課）

### ○その他行政事務

- ・ 固定資産税及び都市計画税の減免対象者に対しての減免申請書の提出を依頼する文書について、弘前市文書等管理規程第 2 0 条第 1 項及び第 2 項で定める発信者名を記載していなかった。（資産税課）

# 財政援助団体等監査の結果に関する報告

- 1 監査対象 公の施設の指定管理
- 2 対象年度 令和2年度及び令和3年度
- 3 対象団体名等

## (1) (一財)岩木振興公社

(金額は確定額で千円未満切り捨て)

実施年月日	内容等	(単位：千円)	
		令和2年度	令和3年度
令和4年 6月6日	指定管理料 (7施設)	188,420	150,567

## (2) (一財)星と森のロマントピア・そうま

(金額は確定額で千円未満切り捨て)

実施年月日	内容等	(単位：千円)	
		令和2年度	令和3年度
令和4年 6月7日	指定管理料 (1施設)	93,256	64,354

## (3) アップルウェーブ(株)

(金額は確定額で千円未満切り捨て)

実施年月日	内容等	(単位：千円)	
		令和2年度	令和3年度
令和4年 6月8日	指定管理料 (5施設)	126,925	50,000

## 4 監査の概要

監査に当たっては、弘前市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、令和2年度及び令和3年度において、公の施設の管理を行わせている団体等のうちから上記団体を抽出し、当該団体が受領した市からの指定管理料及び協定書の内容等について、次の事項に主眼をおいて関係諸帳簿、証拠書類の通査、照合等通常実施すべき監査手続を実施した。

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| (1) 指定管理料の受領及びこれに対応する管理業務 | 協定書、収支決算書など財務諸表による指定管理料の受領の額及び出納状況の確認並びに管理業務の執行状況 |
|---------------------------|---|

## 5 監査の結果

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| (1) 指定管理料の受領及びこれに対応する管理業務 | 市が支出した指定管理料は、確実に受け入れられており、また指定管理料に対応する管理業務の事務執行については、適正に行われていた。 |
|---------------------------|---|

監査の結果は以上のとおりであるが、事務処理上の誤謬及び注意事項等については、監査時においてその都度指導又は注意しているため、本報告には記述を省略した。